

【第1回実証事業連絡会】

令和7年10月1日(水)
県立図書館多目的ホール
13:30～15:00

会議次第

- 1 開 会
- 2 委員長選出
- 3 挨拶
- 4 委員紹介
- 5 行政説明等
- 6 報 告
- 7 情報交換
- 8 閉 会

実証事業連絡会委員一覧

任期R8.3.6まで(敬称略)

氏 名		職 名 等
1	高岡 敦史	岡山大学大学院教育学研究科 准教授
2	山本 貴之	倉敷市教育委員会保健体育課 指導主任
3	小比賀 隆	玉野市教育委員会社会教育課 課長補佐
4	田原 直樹	井原市教育委員会文化スポーツ課 社会教育指導員
5	西浪 聰郎	総社市教育委員会部活動改革推進 室室長補佐
6	五百蔵 実	高梁市教育委員会こども教育課 課長補佐
7	船戸 修	備前市教育委員会生涯学習部文化 スポーツ振興課課長代理
8	杉村 昌和	真庭市生活環境部スポーツ・文化 振興課課長補佐
9	仁後 知佳	美作市教育委員会学校教育課課長 補佐
10	若山 貴信	浅口市教育委員会学校教育課 指導主事（課長補佐）
11	大河原崇視	和気町教育委員会学校教育課 課長代理
12	赤堀 恵一	早島町教育委員会学校教育課 課長補佐
13	丹下 千里	矢掛町教育委員会教育課課長代理
14	山江 健太	公益財団法人岡山県スポーツ協会 生涯スポーツ課 主事
15	荒田 真一	岡山県中学校長会副会長
16	井上 英次	岡山県中学校体育連盟会長
17	横田さなえ	岡山県中学校文化連盟会長
18	福本 泰久	岡山県中学校吹奏楽連盟会長
19	中西 健	岡山県文化連盟専務理事

実証事業連絡会出席者一覧

任期R8.3.6まで(敬称略)

	氏 名	職 名 等	備 考
1	高岡 教史	岡山大学大学院教育学研究科 准教授	
2	山本 貴之	倉敷市教育委員会保健体育課指導主任	
3	小比賀 隆	玉野市教育委員会社会教育課課長補佐	
4	土田 健太	玉野市教育委員会社会教育課主幹	
5	田原 直樹	井原市教育委員会文化スポーツ課 社会教育指導員	
6	西浪 聡郎	総社市教育委員会活動改革推進室室長補佐	
7	安井 健二	総社市教育委員会活動改革推進室主査	
8	原田 将仁	高梁市教育委員会スポーツ振興課係長	
9	船戸 修	備前市生涯学習部文化スポーツ振興課課長代理	
10	石川 直祐	ひなせオレンジクラブ (アーチェリー)	
11	杉村 昌和	真庭市生活環境部スポーツ・文化振興課 課長補佐	
12	大倉 寿仁	真庭市生活環境部スポーツ・文化振興課 課長補佐	
13	山崎 教史	浅口市教育委員会ひとづくり推進課係長	代理出席
14	池原 洋人	部活動地域移行コーディネーター	
15	大河原 崇規	和気町教育委員会学校教育課課長代理	
16	森定 宏之	和気町教育委員会学校教育課学校教育指導員	
17	赤堀 恵一	早島町教育委員会学校教育課課長補佐	
18	竹並 良	早島町教育委員会生涯学習課主任	
19	丹下 千里	矢掛町教育委員会教育課課長代理	
20	坪井 裕典	矢掛町教育委員会教育課健康スポーツ係長	
21	今岡 旭	矢掛町教育委員会教育課指導主幹	
22	山江 健太	公益財団法人岡山県スポーツ協会 生涯スポーツ課 主事	
23	荒田 真一	岡山県中学校長会副会長	高梁市立高梁東中学校長
24	安田 洋章	岡山県中学校体育連盟理事長	代理出席
25	小野寺 達明	岡山県中学校文化連盟副会長	代理出席 岡山市立東山中学校長
26	福本 泰久	岡山県中学校吹奏楽連盟会長	玉野市立玉中学校長
27	中西 健	岡山県文化連盟専務理事	

(地域移行支援アドバイザー)

28	向井 彰	倉敷市スポーツ推進委員	
29	長尾 政則	真庭市スポーツ推進委員	
30	白井 福美	玉野市スポーツ推進委員	
31	三宅 厚自	きよねスポーツくらぶ ゼネラルマネジャー	
32	松下 誠	しらうめスポーツクラブ	
33	横野 邦彦	岡山大学教師教育開発センター准教授	

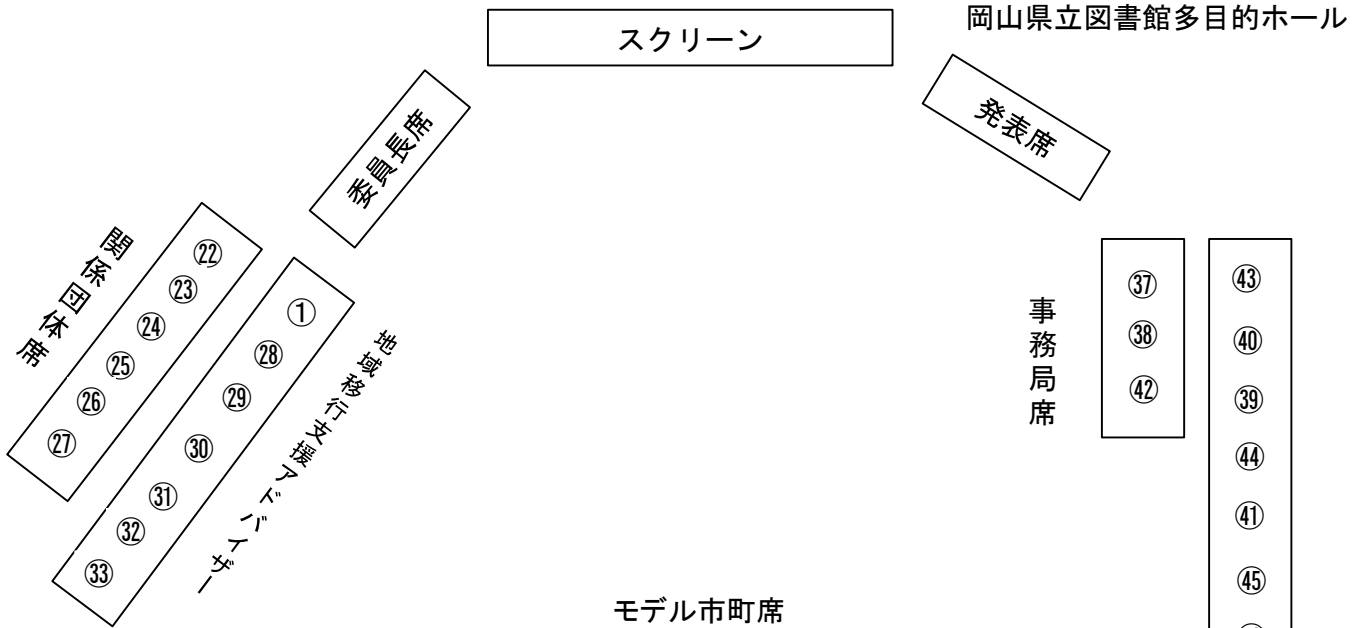
(県立中学校等)

34	藤井 省吾	県立倉敷天城中学校長	
35	滝澤 浩三	県立津山中学校長	
36	岩井 俊暁	県立岡山操山中学校教諭	

(事務局)

37	片岡 敏行	岡山県教育庁保健体育課長	
38	土井 隆史	岡山県教育庁保健体育課副課長	
39	吉山 隆志	岡山県教育庁保健体育課総括主幹	
40	宮崎 准二	岡山県教育庁保健体育課指導主事(主幹)	
41	丹治 和博	岡山県教育庁保健体育課指導主事(主任)	
42	滝澤 幸隆	岡山県教育庁生涯学習課長	
43	西尾 昌平	岡山県教育庁生涯学習課総括副参事	
44	中村 奨	岡山県教育庁生涯学習課指導主事(主幹)	
45	緒方 清美	岡山県環境文化部スポーツ振興課総括参事	
46	安原 経子	岡山県環境文化部スポーツ振興課副参事	
47	川藤 圭一	岡山県環境文化部スポーツ振興課主幹	欠席
48	藤原 真理	岡山県環境文化部文化振興課総括参事	欠席
49	谷口 恵祥	岡山県環境文化部文化振興課副参事	欠席

第1回実証事業連絡会 座席表



○	○ ○	○	○ ○
(倉敷市)	(玉野市)	(井原市)	(総社市)
○	○ ○	○ ○	○ ○
(高梁市)	(備前市)	(真庭市)	(浅口市)
○ ○	○ ○	○ ○	○
(和気町)	(早島町)	(矢掛町)	(矢掛町)
○	○	○	○

(県立中学校・中等教育学校席)

氏 名		職 名	等
1	高岡 敦史	岡山大学大学院教育学研究科 准教授	
2	山本 貴之	倉敷市教育委員会保健体育課指導主任	
3	小比賀 隆	玉野市教育委員会社会教育課課長補佐	
4	土田 健太	玉野市教育委員会社会教育課主幹	
5	田原 直樹	井原市教育委員会文化スポーツ課社会教育指導員	
6	西浪 聡郎	総社市教育委員会部活動改革推進室室長補佐	
7	安井 健二	総社市教育委員会部活動改革推進室主査	
8	原田 将仁	高梁市教育委員会スポーツ振興課係長	
9	船戸 修	備前市生涯学習部文化スポーツ振興課課長代理	
10	石川 直祐	ひなせオレシクラブ (アーチェリー)	
11	杉村 昌和	真庭市生活環境部スポーツ・文化振興課課長補佐	
12	大倉 寿仁	真庭市生活環境部スポーツ・文化振興課課長補佐	
13	山崎 敦史	浅口市教育委員会ひとづくり推進課係長	
14	池原 洋人	部活動地域移行コーディネーター	
15	大河原 崇規	和気町教育委員会学校教育課課長代理	
16	森定 宏之	和気町教育委員会学校教育課学校教育指導員	
17	赤堀 恵一	早島町教育委員会学校教育課課長補佐	
18	竹並 良	早島町教育委員会生涯学習課主任	
19	丹下 千里	矢掛町教育委員会教育課課長代理	
20	坪井 裕典	矢掛町教育委員会教育課健康スポーツ係長	
21	今岡 旭	矢掛町教育委員会教育課指導主幹	
22	山江 健太	公益財団法人岡山県スポーツ協会生涯スポーツ課 主事	
23	荒田 真一	岡山県中学校長会副会長	
24	安田 洋章	岡山県中学校体育連盟理事長	
25	小野寺 達明	岡山県中学校文化連盟副会長	
26	福本 泰久	岡山県中学校吹奏楽連盟会長	
27	中西 健	岡山県文化連盟専務理事	
28	向井 彰	倉敷市スポーツ推進委員	
29	長尾 政則	真庭市スポーツ推進委員	
30	白井 福美	玉野市スポーツ推進委員	
31	三宅 厚自	きよねスポーツくらぶ ゼネラルマネジャー	
32	松下 誠	しらうめスポーツクラブ	
33	板野 邦彦	岡山大学教師教育開発センター准教授	
〈地域移行支援アドバイザー〉			
34	藤井 省吾	県立倉敷天城中学校校長	
35	滝澤 浩三	県立津山中学校校長	
36	岩井 俊暁	県立岡山操山中学校教諭	
〈県立中学校等〉			
〈事務局〉			
37	片岡 敏行	岡山県教育庁保健体育課長	
38	土井 隆史	岡山県教育庁保健体育課副課長	
39	吉山 隆志	岡山県教育庁保健体育課総括主幹	
40	宮崎 准二	岡山県教育庁保健体育課指導主事 (主幹)	
41	丹治 和博	岡山県教育庁保健体育課指導主事 (主任)	
42	滝澤 幸隆	岡山県教育庁生涯学習課長	
43	西尾 昌平	岡山県教育庁生涯学習課総括副参事	
44	中村 奨	岡山県教育庁生涯学習課指導主事 (主幹)	
45	緒方 清美	岡山県環境文化部スポーツ振興課総括参事	
46	安原 経子	岡山県環境文化部スポーツ振興課副参事	

実証事業連絡会設置要綱

(目的)

第1条 モデル自治体における「学校部活動の地域移行等に向けた実証事業」等に取り組み、全県的に波及可能な好事例となる体制構築に向けて、情報共有等を行うため、実証事業連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行の在り方に関する事
- (2) 関係機関との連携に関する事
- (3) 前2項のほか、第1条の目的を達成するため、必要とされる事項に関する事

(委員)

第3条 連絡会は、35名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる組織の中から教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 中学校長会
- (3) 中学校体育連盟
- (4) スポーツ団体
- (5) 中学校文化連盟
- (6) 文化団体
- (7) 関係市町村行政職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月6日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合、必要に応じて代わる委員を選出することとし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

第5条 連絡会に委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、連絡会を代表し、会議を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会は、年2回程度開催する。

2 会議では、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 連絡会には、必要に応じ部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 連絡会の庶務は、岡山県教育庁保健体育課及び生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月8日から施行する。

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。
※改革を実現するための手法を考えると、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。

＜新たな価値の例＞

- 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとられない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体に
おいて認定を行う仕組みを構築していく必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。 + ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ● 具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ● 対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。
- 障害のある子供や運動が苦手な子供等を含め、多様な子供が希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することが重要であること。
- 地方公共団体等において、地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携して、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと。 **1**

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後更なる改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのためにも、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に合った望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

改革の進め方	・<u>休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。</u> ※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。 ※<u>中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。</u>それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。 ・<u>平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。</u>
次期改革期間	「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、<u>前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。</u> ※平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。
費用負担の在り方等	・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、<u>受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要（公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要）。</u> ※<u>受益者負担の水準については、国において金額の目安等を示すことを検討する必要。</u> ・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、<u>新たな財源の確保も有効に組み合わせていくことが重要。</u> ・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることもないよう、<u>経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要。</u> ・<u>部活動指導員の配置について、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要。</u>

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含めて取組が進められる平日についても、地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要。
- こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される。

※なお、学習指導要領解説については、別途、現行ガイドラインの記載等に沿った見直し（学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設等）が令和6年12月に行われている。

※学習指導要領については学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われているものであることに留意が必要であり、地域クラブ活動と学校との必要な連携など、地域クラブ活動の実施に当たっての留意点等については学習指導要領解説や部活動ガイドラインなどにおいて詳細を記載していくことも考えられる。

各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

- 地域全体での連携体制の整備（地方公共団体と関係団体等との連携・協働、コーディネーターの配置、学校との連携等）
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- ICT活用による運営業務の効率化 等

3. 活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等）

5. 大会やコンクールの運営の在り方

- 生徒の大会等の参加機会の確保（地域クラブ活動の認定制度の導入に合わせた大会参加規程の見直し、行政・関係団体等による協議の場の設定等）
- 大会に参加する生徒への支援等（交通費・宿泊費の支援等）
- 大会の運営及び引率等の体制整備（地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営の外部委託等） 等

7. 生徒の安全確保のための体制整備

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為やいじめの防止（指導者・保護者・生徒等への研修等、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険＋賠償責任保険）

2. 指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等）
- 平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導 等

4. 活動場所への移動手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライด์シェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等）

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 国における取組（ポスター・チラシ・動画等、ポータルサイトやSNS等を通じた広報、説明会・シンポジウム等の開催）
- 地方公共団体等における取組（学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供等、体験会等の開催、生徒等の希望を把握するためのアンケート調査やワークショップの実施等）

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上 等

部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度要求・要望額 44億円 + 事項要求 37億円
(前年度予算額)



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。

事業内容

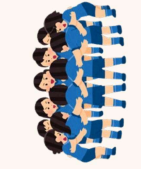
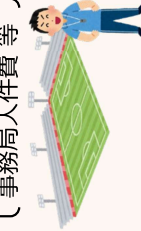
「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月）を踏まえ、**令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進**

I. 部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業 21億円 + 事項要求（16億円）

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、**地方公共団体への伴走支援などを実施。**

（1）部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

- ① **地域クラブ活動の活動費等の支援**
〔指導者謝金
事務局人件費 等〕
- ② **経済的困窮世帯の生徒への支援**
（参加費・保険料）
- ③ **推進体制の整備等**
〔コーディネーターの配置
人材バンクの設置・運用 等〕



（2）地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

- ① 地方公共団体等を対象とした**相談・サポート窓口の設置やアドバイザーの派遣**などによる**伴走支援**
- ② 地方公共団体の**取組状況のフォローアップ、課題への対応策の創出（※）、好事例の横展開**
- ③ 子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等のための、**指導・リスクマネジメントの手引き**の作成や、**動画ポータルサイト**の運営
※平日を中心とした指導者確保・アスリート人材の活用に向けたモデル事業（小学校専科教員（体育）や民間企業に所属するアスリート人材による部活動・地域クラブ活動の指導）等

委託費、JSC運営費交付金

- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 20億円（18億円）

各学校や拠点校に**部活動指導員を配置し**、指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。

【17,680人（運動部：13,620人、文化部：4,060人）】 ※補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

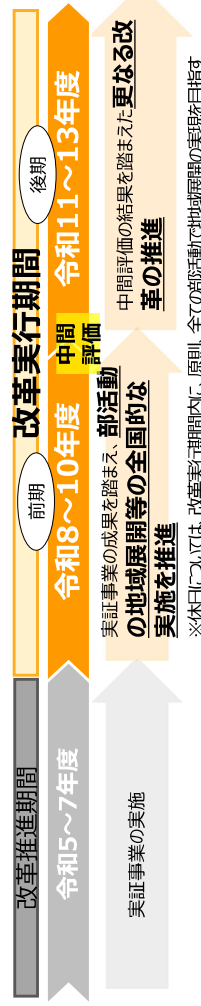
補助金

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円（3億円）

I 及び II の施策を支える新たなスポーツ環境の構築等のため、以下の取組を実施。

- ・公立中学校の**施設の整備・改修**を支援(用具保管の倉庫、スマートロッジ設置に伴う扉の改修等)
- ・**指導者養成**のための講習会や**暴力等の根絶**に向けた啓発活動の実施
- ・**大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組み**を構築 等

補助金



根拠法令

- **スポーツ基本法（令和7年改正）（抜粋）**
第十七条の二 地方公共団体は、（略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- **公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）**
附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。
六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

* 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には障害者芸術を含む。コミュニティスクール（学校運営協議会）等の仕組みも活用。

（担当：スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官（芸術文化担当）付）

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行

～ 子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会確保・充実について ～

【背景】

少子化の進行や教員の働き方改革の推進により、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが困難な実情があり、子どもたちが継続して、多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境整備に向けて、早期に学校部活動の地域クラブへの移行に取り組む必要がある。

【国が示す方向性】

期 間	年 度	改革の進め方
改革推進期間	R 5～7	休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を推進
改革実行期間（前期）	R 8～10	全ての自治体において、休日の地域展開等に着手
改革実行期間（後期）	R 11～13	原則、全ての学校部活動の休日の地域展開を目指し、前期の中間評価をもとに、平日の更なる改革を推進

子どもたちにとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の実現

【岡山県の取組】

スポーツ・文化芸術活動の機会を学校主体の取組から地域主体の取組へ移行するため、令和3年度から国の委託事業を活用し、実践研究や実証事業に取り組んでいる。

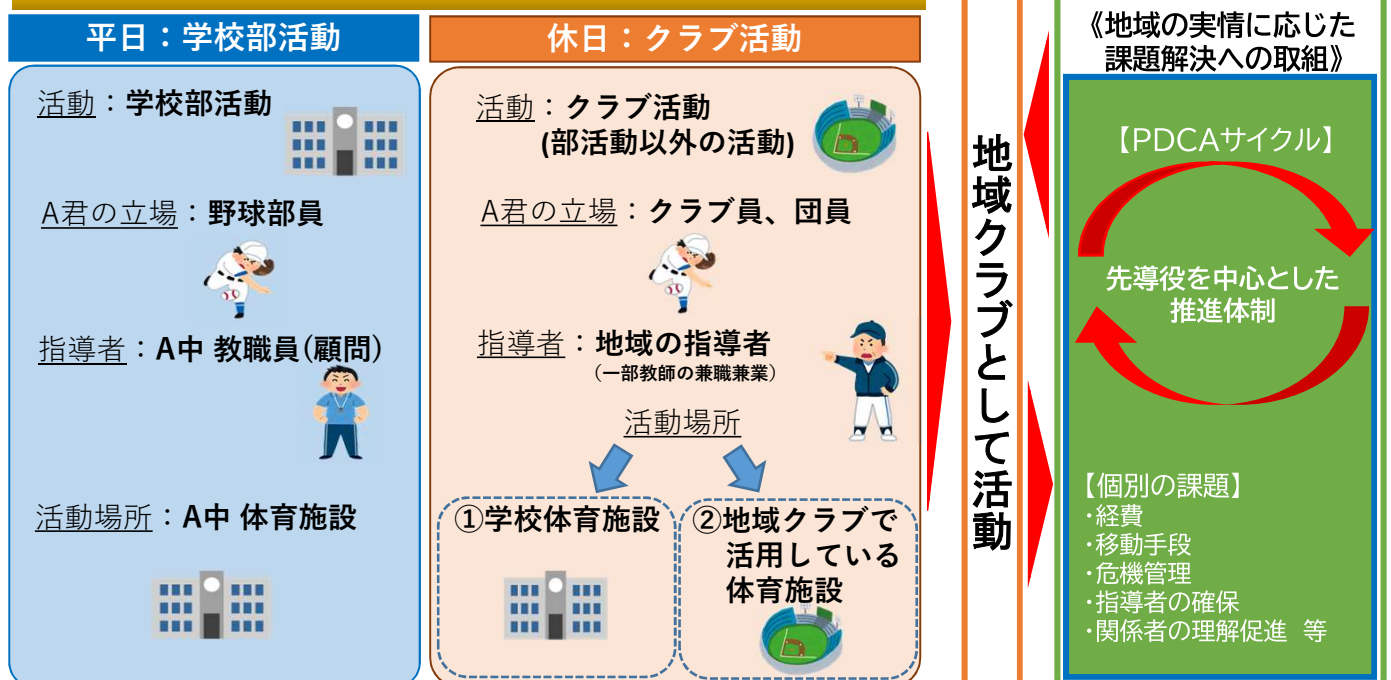
■令和6年度実証事業の成果と課題

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| <p>〈成果〉○モデル7市町の取組を全県に展開
○地域移行支援アドバイザーの活用</p> <p>〈課題〉●地域移行に向けた取組を推進する
アドバイザー派遣等の未活用
(先導役の不在)</p> | <p>▶▶▶</p> <p>▶▶▶</p> | <p>○取組に対する意識が向上し、初めの
一歩が踏み出せた自治体の増加</p> <p>●地域移行への取組が停滞
(関係者の理解不足、関係団体との調整不足)</p> |
|---|-----------------------|---|

■令和7年度実証事業の方向性

R7方針:「各学校の休日の部活動の全部または一部を地域クラブとして活動する」

例) A中学校A君の場合



●取組項目名 キ：学校施設の活用等

取組事項

- 活動の多くは、スタッフの勤務する中学校に学校体育施設開放事業（利用料免除）として申請し利用した。
数か月先の予定を伝え、そのスタッフと学校とが日程調整を行った。
- 冬季を中心に県内の高校施設を利用させていただいた。高校の野球部顧問と数か月前から日程調整を行った。
- 8月は熱中症対策のため夜間練習とし、照明施設のある倉敷市スポーツ施設野球場を利用した。
（照明代1時間 3,300円～）

取組結果→今後の課題と対応方針

- スタッフの勤務校であるため、鍵の管理やネットやベース、整備道具などの学校の備品の利用についても、よく把握しているので、困ることは少なかった。当日に急遽、勤務校のスタッフが来られなくなった時には混乱があった。
→鍵の管理等について、セキュリティ面とのバランスを考え、ハード面を整えていく必要がある。
- 雨天時にグラウンドが使用できないとき、体育館や武道場を使用できる場合はよいが、そうでない場合は急遽場所を変更して室内を確保するか、中止にせざるを得なかった。休日のみの活動（今は月に2回程度）で、会費をとっていることもあり、毎回雨天中止にはしづらい状況だった。
→雨天時のことを考慮し、グラウンド以外の室内施設の同時確保について検討する必要がある。
- 駐車場が狭い学校が多く、保護者送迎で校門付近が渋滞するなど、地域からのクレームもあった。一部の学校では、近隣の商業施設や個人病院、県立高校の駐車場を借りて駐車場を確保した。
→自転車を通える距離での地区制（ブロック分け）の検討や、自治体として駐車場を確保することについても検討の必要がある。
- 場所が転々とするため、道具の運搬等はスタッフが分担して行った。前日に道具を積み、活動終了後、もとの場所に戻す必要があり、一部負担感を感じている。
→活動拠点を決め、基本的には拠点の学校に道具保管場所を確保する体制を整える必要がある。
- 市のスポーツ施設等は、一般の希望者と重なれば抽選になる。確保できなかったときには、日程の変更を余儀なくされる場合があった。
→特に学校施設については、中学生クラブを優先的に使用できるルールを作る必要がある。（市のスポーツ施設等も要検討）



倉敷クラブ2年生練習の様子 R7.9.7
（倉敷市立福田中学校グラウンド）

取組内容

●取組項目名 ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

- 令和7年4月1日に、玉野地域クラブ協議会（以下、『協議会』）を設立（事務局：玉野市教育委員会社会教育課）
- 『協議会』が、地域クラブ化したサッカー、吹奏楽を統括する。また、卓球・ソフトテニスの練習会を開催し、玉野スポーツネットワークJ V（玉野市体育施設指定管理者）に、運営を委託する。

サッカー	吹奏楽	卓球・ソフトテニス
・平日：火、木、休日：1日 ・宇野中学校、玉野高校 ・年会費：10,000円 ・月会費：5,000円 ・指導者：顧問3名＋3名	・休日：月1回 ・市内中学校 ・月会費：100円 ・指導者：校長＋顧問4名	・休日：月1・2回程度 ・玉野市総合体育館 ・市内中学校 ・参加費：500円／回 ・指導者：卓4名、ソ3名

- 【サッカー、吹奏楽】・会員）入会手続、会費徴収　・指導者）登録、謝金・旅費の支払い
※指導者支払いまでのフローチャート作成
- 【卓球・ソフトテニス】玉野スポーツネットワークJ Vが同上の業務を行う
- 令和8年度に、本協議会の運営組織を引き継ぐ形で、玉野地域クラブを設立予定（事務局：玉野スポーツネットワークJ V）

今後の課題と対応方針

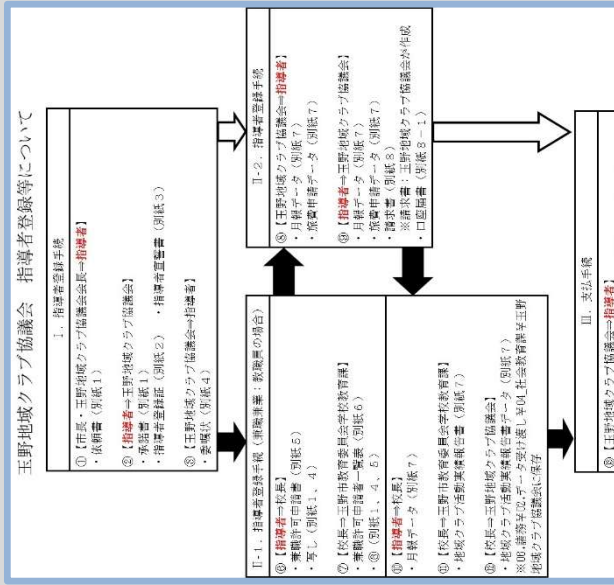
【今後の課題】

- 運営団体、実施主体の運営体制の整備や人材の確保など、持続可能な運営ができる組織体制の構築を
行う必要がある。
- ・運営組織
 - ・組織体制
 - ・各競技の実施方法の検討
 - ・指導者の確保
 - ・関係者への周知
 - ・既存団体等の認可要件
 - ・大会への参加
 - ・財源の確保
 - ・生活困窮者支援スキームの確立
 - 等々
- 【対応方針】
- 基本方針の策定…玉野市部活動地域移行基本方針



入会パンフレット

出典 : <https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/35/49906.html>



指導者登録から謝金の支払いまでをフローチャート化（兼職兼業の手続も含む）本フローチャートを用いて、関係者へ説明。

出典：『玉野地域クラブ協議会 指導者登録等について』（一部分抜粋）

●取組項目名 ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

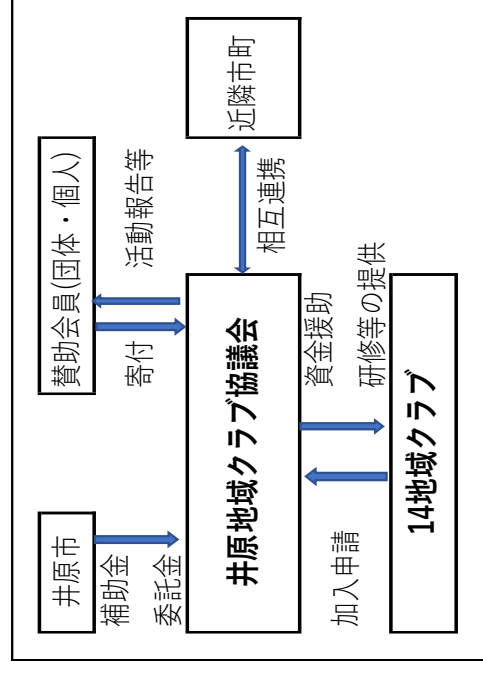
○広域的な活動を行う「統括コーディネーター」を配置し、各地域クラブや近隣市町(3市2町)との連絡調整等を行っている。

○令和8年度に「井原地域クラブ協議会」設立を計画している。令和7年度は、その準備会を立ち上げ組織体制の整備を行っている。

○準備会では、公的資金や賛助会員等からの寄付、加入団体からの会費徴収等について調整するとともに協議会と単一地域クラブとの役割や仕事分担についても協議している。また、公的支援の対象となるための加入団体としての参加要件等も協議している。

○井原市だけでは整備できない競技については、他市町のクラブとも連携することで、子どもたちの多様なニーズに応えていくようにする。

○チームスポーツについては、近い将来市内の生徒だけでは活動できない状況が考えられる。そのため、市内だけでなく市外の生徒の受け入れ体制を整備しつつ、市内外への広報活動を強化していく。



【井原地域クラブ協議会】

今後の課題と対応方針

現在多くの地域クラブの指導者は、ボランティアとして指導に携わっている。今後も継続的に指導者を確保していくためには、指導者への謝金は不可欠である。また、活動費についても従来部活動と比べて保護者の経済的負担は大きくなっており、経済的理由から参加できない子どもたちをつくらないようにしなければならぬ。そのためには、地域クラブへの安定した公的支援や寄付金等の財政支援が必要であり、早急に支援体制を整備していくことが大切である。今後は、「部活動の地域展開」の必要性を市民に広く啓発して行くことも大切だと考える。

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組

取組内容

●取組項目名 イ：指導者の質の保証・量の確保

取組事項

○総社市独自の人材バンク

総社市地域部活動指導者名簿登録制度があり、登録者数88名
地域クラブ、学校部活動の11種目へ56名を派遣
指導者資格取得補助制度

○地域クラブ指導者育成研修を実施

連携協定を結ぶ青山学院大学院大学陸上競技部 原 晋監督が代表を務める（一社）アスリートキャリアセンターから講師を招き、組織マネジメント分野とスポーツサイエンス分野について最新の理論と実践を学ぶ。

○教育委員会内に部活動改革推進室を設置

自治体運営型「そうじゃ地域クラブ」の運営

総社市部活動改革推進協議会を実施

総括コーディネーターの役割（学校や首長部局、その他関係機関等の関係者と連絡調整）

今後の課題と対応方針

1 持続可能な運営体制の構築

2 令和8年度以降の部活動改革推進計画の検討と予算確保

3 教育的意義を継承した「ぶかつライクな地域クラブ活動」の実現



総社地区剣道連盟と連携し指導者派遣



地域クラブで中体連主催の大会に参加



市独自の指導者育成研修

総社市が目指す地域クラブの理念

- 生徒のスポーツ・文化芸術活動を、学校、行政、地域が協力して支え、持続的に活動ができる環境を提供する。
- 個々の生徒のニーズに応じて、スポーツ・文化芸術活動に、積極的に参加できる機会を提供する。
- 部活動が担ってきた教育的意義を継承し、スポーツ・文化芸術活動を通じて、義務教育年代の青少年の健全育成を図る。

◎学校主体の活動をゆるやかに地域主体の活動へ移行

● 取組項目名 カ：参加費用負担の支援等

取組事項

【概要】

ジュニアハイ・ホリメにおいては、持続可能な取組にすることや小学生と同じ環境づくりを目指すことを方針として定めており、参加費は原則、受益者負担となるように考えている。ただし、支援をしないことではなく、「地域クラブ活動」登録団体へ補助金を交付することで、間接的に参加者の費用負担軽減へと繋がる仕組づくりを構築することとしている。また、活動場所に係る施設利用料の減免規定についても検討する。

○「高梁市スポーツ少年団補助金」を拡充し、「高梁市スポーツ少年団及び高梁市地域クラブ活動補助金」の交付要綱を定める。

→ 案は策定済み。今後、市長協議、財政協議を重ね、次年度の予算要求を行う。

《参考》R7補助金予算額：約1,500千円→R8補助金要求額：約3,000千円

→ 保険料については、本補助金の範疇にいれるのか、単独で補助するのかの検討を必要とする。

○高梁市有スポーツ・文化施設における利用料の減免規定を追加する。

→ 検討段階。次年度の秋以降から適用できるように、こども教育課及びスポーツ振興課、社会教育課と協議を重ねる。

今後の課題と対応方針

○ 上記補助金の交付については、「地域クラブ活動」に登録するための「認定要件」を明確にする必要がある。スポーツ関係団体についての要件は、ほぼ固まっているが、文化芸術団体についての要件を定めることに難航している。

○ 補助額が2倍となるため、単市事業としては要求しにくいのが現状である。次年度以降、国庫補助（県補助）が受けられるのか、国や県の方針をふまえて検討していきたい。

取組内容

●取組項目名 ク：その他

取組事項

【概要】

平日部活動と休日部活動の考え方を整理し、ジュニア・ホルメの方針を関係団体や教職員、生徒・保護者に周知する必要がある。

○平日部活動と休日部活動の考え方について整理する。

→別紙の考え方を中学校長会で説明し、反対意見もある中で、なんとか同意を得ることができた。

○ジュニア・ホルメの方針を周知する。

→「高梁市立中学校部活動の地域移行（展開）」懇談会を開催し、関係団体に周知した。

参加者：学識経験者、オブザーバー、中学校長・部活動顧問・PTA・スポーツ団体・文化芸術団体・ボランティア団体の各代表者

→別紙の通り、教職員や生徒、保護者への周知を行う。中学校長会での同意を得ることはできている。

今後の課題と対応方針

○周知を行うことで、少なくとも反響をいただくのではないかと考えている。いかに前向きに捉えてもらえるかがポイントになるので、その点をふまえた動画作成を行いたい。

○方針の細かな部分に直結する可能性があるため、今後も中体連の動向を注視していく必要がある。

		月	火	水	木	金	土	日
学 校	部活動	部活動						
		部活動						
学 校	部活動	部活動						
		部活動						
学期ごとに、生徒の活動の様子を把握します。（市教委が用意した様式への記入：目標や活動内容、反省などが記入できる簡単なもの） 生徒理解や生徒指導、進路指導等に役立てる材料としてください。		【平日部活動の考え方】 ○国の方針では、平日部活動についても改革を推進していくこととしており、市でもゆくゆくは部活動の完全停止を見据えているところです。 ○現方針である「ジュニハイ・ホリメ（休日の過ごし方改革）」は、平日（放課後）の過ごし方とも密接にリンクしています。充実した休日を過ごすためには、平日（放課後）をどう過ごすかも重要です。部活動の完全停止に至るまでは、平日部活動が生徒の選択肢の一つとなるよう、活動の充実をお願いします。 ○生徒の参加については任意とし、平日部活動以外の活動に参加することについても、生徒の自主性を育てるという観点から推奨してください。 ○学校ごとに「設置部活動」と「活動の目的」、「活動回数・時間」を決定します。 ・平日5日の内、1日以上は休養日としてください。 ・活動時間は2時間以内とし、教員の勤務時間を考慮して計画してください。 《設置する部活動について》 ☆スポーツ競技を設置する場合、休日の「地域クラブ活動」との「指導の一貫性」については、特に配慮する必要はありません。平日部活動のメンバーで、中体連の大会に参加することとはなくなるからです。生徒・教員のモチベーションを維持するために、確実に活動の目的を関係者で共有するようにしてください。 （例）「個人技能の向上」「体力の向上」「仲間づくり」「運動の習慣化」等 ☆既存の部活動を継続しても問題ありませんし、新しい視点から新設することも可能です。 （例）「スポーツ部」・・・季節や曜日ごとに異なるスポーツを行う。 「スポレク部」・・・競技志向でないニュースポーツなどの活動をレク感覚で行う。 所属教員の得意分野を活かした種目・活動を年度ごとに設定する。 生徒のニーズをアンケートで把握し、種目・活動を設定する。等						
		【休日部活動の考え方】 ○R8年、秋の中体連の大会終了（場合によっては、夏・中学3年生の引退）後、部活動の休日の活動は停止します。 ○教員は、休日の部活動対応がなくなりますので、ご自身の「休日の過ごし方改革」につながります。 ※もちろん「地域クラブ活動」に従事することも可能です。勤務地でも居住地でもオッケーです。ただ、報酬が発生する場合には市教委へ「兼職兼業届」の提出が必要になります。 ○生徒は、中体連の大会には「地域クラブ活動」から参加することになります。ただ、大会役員全てを「地域クラブ活動」関係者をお願いするのは厳しいのが現状です。学校関係の組織である中体連が大会を開催する限りは、学校から役員を派遣する必要があると考えます。 ※出張扱い、引率なし						

18

【参考資料】教員や保護者、生徒への周知について

教員向け説明会

時期：9・10月

対象：小中義務教育学校管理職、中学校義務後期教員、小学校教員（任意）

方法：「説明動画（市教委作成、教員向け：パワーポイントに音声での説明をつけたもの）」
→ フォームによる質疑（学校・教員としての質問や生徒・保護者から想定される質問等）
→ 市教委で質問を取りまとめ、回答集を作成
→ 各校へ共有

児童（6年生）・生徒（1・2年生）への周知方法

時期：10月 教員向け説明会が終了し、回答集を各校へ共有後

方法：「説明動画（市教委作成、生徒向け：パワーポイントに音声での説明をつけたもの）」を学年集会、HL等で視聴。あわせて「ジュニハイ・ホリメ周知リーフレット（市教委作成）」を配付。

※視聴の形態は、各校の実態にお任せします。ご協力をお願いいたします。

※質問等に関しては、フォームに入力することで市教委に届くようにします。その後、学校宛に回答を送りますので、全児童・生徒に返答してあげてください。（教職員向け説明会で得た知識や作成された回答集を基に対応いただくことも可能です。）

※児童・生徒向けの「ニーズ調査（市教委作成）」も実施をお願いします。

保護者への周知方法

時期：児童・生徒が動画を視聴した日

方法：「ジュニハイ・ホリメ周知リーフレット（市教委作成）」を配布。

鑑文に「説明動画（市教委作成、保護者向け：パワーポイントに音声での説明をつけたもの）」のQRコードを記載し、各家庭でご視聴いただく。また、市Webページにも掲載する。

※生徒を通じての配付を考えています。各校のご協力をお願いいたします。

※質問・ご意見等に関しては、学校ではなく、市教委にしてみようよう記載します。学校宛にあった場合には、市教委につないでください。（教職員向け説明会で得た知識や作成された回答集を基に対応いただくことも可能です。）

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
 イ：指導者の質の保障・量の確保
 ウ：関係団体・分野との連携強化
 エ：面的・広域的な取組
 オ：内容の充実
 カ：参加費用負担の支援等
 キ：学校施設の活用等
 ク：その他の取組

取組内容

●取組項目名 ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

- 各種活動団体・近隣市町との連絡調整・指導助言等を行う。
- 運営団体・実施主体の運営体制の整備や人材の確保など、持続可能な運営ができる組織体制の整備を行う。

今後の課題と対応方針

公的支援の対象とする地域クラブの基準がないため、今後、都道府県が示した地域スポーツクラブ活動の要件等を踏まえ、要件や基準等を調整して設定し、登録・指定等を実施する必要があると考える。
 コーディネート業務を担う人材の発掘・育成、資質向上を図る方策の検討を行う。

取組内容

これまでの取組

- **真庭市学校部活動の地域連携に関する検討会議（R5～R6）**（主：教育委員会・副：市長部局）
令和8年度から休日の部活動を実施しないことを目指して検討

- ・地域クラブ活動が必要 → 実証事業の実施（バドミントン、陸上競技、吹奏楽）
- ・地域クラブ活動、地域クラブに関するルールが必要 → **地域クラブ活動に関する方針（学校との連携、休養日、時間等）**を策定
- ・指導者など人の確保、指導の質の向上が必要 → **スポーツ・文化人材バンク登録制度**（※地域クラブ活動に限らない）の設置
指導者研修会を開催
- ・学校と地域とのつながりが必要→**総括コーディネーター、部活動地域連携コーディネーター**の設置

本年度の取組

- **真庭市地域クラブ活動推進協議会**（主：市長部局 副：教育委員会）の設置
※学校部活動から地域クラブ活動の視点に

- 実証事業…3つの法人に委託して、実施
- ・真庭スポーツ振興財団 … 陸上競技、バドミントン、ハンドボール、バレーボール、ソフトテニス、サッカー、卓球、（剣道）
- ・field of dreams 真庭 … 軟式野球、バスケットボール
- ・真庭エスパス文化振興財団 … 吹奏楽
- スポーツ・文化人材バンク
- ・実証事業を実施する指導者は必ず登録（9/10時点：72人）
- ・スポーツ協会、スポーツ少年団へ周知、登録募集
- 指導者等研修会…指導者やサポーターの方のために研修会を実施 ※県開催研修会へも誘導
- コーディネーターの設置 地域クラブ活動総括コーディネーター（2名）、部活動地域連携コーディネーター（1名）
- 地域クラブの設立（認定）
本年中に実証事業を行っている公益財団法人真庭スポーツ振興財団、一般社団法人field of dreams真庭、公益財団法人真庭エスパス文化振興財団を本年中に認定していく予定

今後の課題と対応方針

- ・実証事業では、指導者の都合や場所の空き状況等を調整して、月数回のペースで実施するようにしているが、来年度からどう実施するか（毎週・月数回等）の検討が必要。
- ・実証事業では参加費を一律に設定しているが、今後、地域クラブを運営していく上で、各種目ごとにかかる費用や団体の運営費などを含めて経費を算出し、その経費に対して何をどのくらい公的支援ができ、受益者負担額をどのくらいに設定できるの検討が必要。

令和7年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業(実証事業)

対象 中学1・2・3年生

地域スポーツクラブ活動参加者募集

地域スポーツクラブで活動する3つのメリット

1 仲間ができる！
理想的な環境

学校の生徒とも一緒に活動！
仲間を誘って一緒に活動！
スポーツでできる楽しさ！
生活スポーツの第一歩！
いつでもどこでも活動できる！

2 専門のコーチによる指導

有資格者やスポーツ経験者から指導を受ける！
指導から応用まで幅広く指導を受ける！
生活スポーツの第一歩！
いつでもどこでも活動できる！

3 自主練のヒントがいっぱい！

様々な環境からヒントを得る！
指導から応用まで幅広く指導を受ける！
生活スポーツの第一歩！
いつでもどこでも活動できる！

活動内容・申込方法は各団体のホームページをご覧ください

バドミントン サッカー ソフトテニス 卓球 ハンドボール
バレーボール 陸上競技 剣道

「活動開始」

令和7年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業(実証事業)

Local SPORTS CLUB

地域スポーツクラブ活動参加者募集!!

地域スポーツクラブで活動する3つのメリット

01 仲間ができる！
理想的な環境

学校の生徒とも一緒に活動！
仲間を誘って一緒に活動！
スポーツでできる楽しさ！
生活スポーツの第一歩！
いつでもどこでも活動できる！

02 専門のコーチによる指導

有資格者やスポーツ経験者から指導を受ける！
指導から応用まで幅広く指導を受ける！
生活スポーツの第一歩！
いつでもどこでも活動できる！

03 自主練のヒントがいっぱい！

様々な環境からヒントを得る！
指導から応用まで幅広く指導を受ける！
生活スポーツの第一歩！
いつでもどこでも活動できる！

活動内容・申込方法は各団体のホームページをご覧ください

バドミントン サッカー ソフトテニス 卓球 ハンドボール
バレーボール 陸上競技 剣道

「活動開始」

地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業

地域吹奏楽クラブ参加者募集

参加者募集

対象

市内中学校1年生から3年生
(吹奏楽部所属もしくは楽器経験者)

参加費

初年度/1,300円(保険料含む)
2年度以降/1,000円(保険料含む)
※参加費には会場費・お昼ごはん・お水・お道具等が含まれます。
※楽器は各自の責任において持参してください。
※楽器は各自の責任において持参してください。
※楽器は各自の責任において持参してください。

参加方法について

①下記のQRコードから申込み。
②WEBフォームで登録したメールアドレスにアプリ情報を送りします。案内に沿ってインストールとログインを行ってください。
③当日持ち寄り楽器を準備して前夜会館へお越しください。
④休日は必ずアプリで登録をしてください。

学校の枠を超えてみんなで一緒に演奏しませんか？
吹奏楽の楽しさはもちろん、パート練習や分奏なども取り入れ技術的な向上を目指しながらより良い音楽を楽しんでいきましょう

【お申込・お問合せ】
(公財)真庭エスバス文化振興財団
〒719-3214 真庭市跡屋17-1
☎0867-42-7000

種目	区域	指導者	活動場所	参加費	開始日 回数	参加人数 ※9/10現在
バレーボール	①湯原・勝山・久世 ②落合・北房 ③蒜山	12名	①勝山中学校、久世中学校 ②落合中学校、北房中学校 ③蒜山中学校	2,800円(保険料込)	①8/9～全10回 ②8/9～全10回 ③8/9～全10回	①5人 ②15人 ③18人
卓球	①北房 ②落合・久世・勝山・湯原 ③蒜山	15名	①北房中学校 ②久世中学校、勝山中学校 ③蒜山中学校	①3,800円(保険料込) ②2,200円(保険料込) ③3,600円(保険料込)	①8/2～全15回 ②8/9～全7回 ③8/2～全14回	①9人 ②7人 ③8人
ソフトテニス	①北房・落合 ②久世・勝山・湯原・蒜山	18名	①落合中学校、落合総合公園 ②久世中学校、勝山運動公園	保険料800円 200円/回	①9/14～全9回 ②8/30～全8回	①22人 ②18人
ハンドボール	市内全域	7名	落合中学校体育館、白梅総合体育館	保険料800円 200円/回	7/27～全16回	8人
陸上競技	市内全域	11名	久世中学校	保険料800円 200円/回	7/26～全15回	16人
サッカー	①北房・落合 ②久世・勝山・湯原・蒜山	5名	①落合中学校 ②勝山中学校、久世中学校、蒜山スポーツ公園	保険料800円 200円/回	①9/27～全8回 ②9/13～全9回	①9人 ②18人
バドミントン	市内全域	8名	久世中学校、落合中学校、湯原中学校、白梅総合体育館	3,800円(保険料込)	7/26～全15回	28人
剣道	市内全域		剣道連盟と連携（場所の提供）		8月～月1回	
軟式野球	市内全域	10名	各中学校グラウンド(巡回)、勝山運動公園、やまびこスタジアム、落合総合公園	保険料800円 1,000円/月	8月～	49人
バスケットボール	市内全域	4名	勝山中学校	保険料800円 5,000円	8月(4月)～	23人
吹奏楽	調整中		勝山文化センター、エスパス、久世中学校	初回1,300円 2回目以降500円/回	10月～	

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組

●取組項目名 ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

- ◆美作市地域クラブ活動のガバナンス組織として、一般社団法人美作市スポーツ文化協会を設置するため、美作市スポーツ協会に協力を仰ぎ、関係団体からのヒアリングを行うとともに、関係者の理解を求めるための研修会を開催する。

今後の課題と対応方針

- ◆（一社）美作市スポーツ文化協会にどのように部活動地域展開の運営主体と実施主体を位置付けるか、検討が必要である。
- ◆協会が運営主体となり、実施主体として総合型地域スポーツクラブ又はスポーツ少年団を位置付ける予定である。

●取組項目名 イ 指導者の質の保障・量の確保

取組事項

- ◆美作市スポーツ協会の協力を得て指導者リストを作成した。
- ◆指導者に対して、どのような条件のもと指導者として参画できるか、アンケート調査を行った。
- ◆美作市地域クラブ活動モデルケースを実施するため指導者に協力を依頼し、実施する曜日・時間・場所等の調整を行った。
- ◆市内を対象に水泳、勝田中を対象に剣道、芸術のクラブ活動を実施している。

今後の課題と対応方針

- ◆指導者の質を一定に保ちながら、量を確保することが課題である。
- ◆指導の専門性を高める研修会の実施は、単市の取組は困難であり、県の研修会への参加を促すことが望ましい。

取組内容



モデルケース：剣道



モデルケース：水泳

取組内容

●取組項目名 オ：内容の充実

取組事項

○休日に新規に中学生を受け入れて活動する団体に対して、スタートアップ支援を行う。

- ・スポーツ少年団、スポーツ協会、文化協会など市内で活動している各団体に、地域展開の趣旨を説明し、中学生の受け入れを依頼する。
- ・メール配信システム等を利用して新規クラブを募集する。
- ・生徒向け募集要項と市民向け案内をホームページ等を使って公開する。



昨年度のモデル事業の様子

- 持続可能な運営ができる組織体制の整備を行う。
- ・各クラブに対する事務局の支援内容について、検討を行う。

今後の課題と対応方針

令和8年度の新チーム発足時以降の休日は地域クラブとして活動する予定であり、その準備段階として、今年度スタートアップ支援を行うが、まだまだ受け入れ団体が少ないのが現状である。今後は、ホームページ等を使い公募をかけて、新たな指導者の発掘をしていく必要がある。

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
 イ：指導者の質の保障・量の確保
 ウ：関係団体・分野との連携強化
 エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実
 カ：参加費用負担の支援等
 キ：学校施設の活用等
 ク：その他の取組

取組内容

●取組項目名 ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備 イ：指導者の質の保障・量の確保 オ：内容の充実

取組事項

ア 関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

(1) 広報誌を使った定期的な情報発信

【課題】約57%の保護者が「部活動の地域多行の取組がよく分からない」と回答 (R6保護者アンケート)

→【取組】町広報誌に「地域スポーツ・文化芸術活動コーナー」を常設し、町の取組や団体等を発信《4月》

(2) ターゲット層へのPR

【課題】町内スポーツ団体への加入状況に比べ、文化団体 (例：吹奏楽クラブ) への加入が少数

→【取組】吹奏楽クラブコアメンバーによる小学校3年生への出前授業実施 (金管楽器体験) 《9月》

イ 指導者の質の保障・量の確保

【課題】総合型地域スポーツ和気クラブバスケットボールのサポートスタッフが少なく、活動が不規則

→【取組】IPU男子バスケットボール部員による地域クラブ活動の支援体制を構築《5月》

オ 内容の充実

【課題】児童生徒のニーズが高い競技 (ダンス) について、町内に活動場所がない

→【取組】総合型地域スポーツ和気クラブ内にダンス、サッカー、軟式野球、バレーボールを新設《5月》

今後の課題と対応方針

ア 関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

(1) 地域スポーツ・文化芸術クラブの要件整備、登録認定制度の策定

→スポーツ庁が示したたたき台を元に、和気町版の登録認定制度を策定 (認定団体には、財政的、物的支援や施設優先利用等の優遇を想定)

(2) ターゲット層へのPR →小中学生保護者に対して、地域クラブ活動の趣旨やクラブの状況を説明 (就学時健康診断、文化祭、入学説明会等)

カ 参加費用負担の支援等 →出欠管理等のICT化の促進 (マンパワーで行っている出欠管理をアプリ等を活用した方法に見直し、事務負担を軽減)

地域スポーツ・文化芸術活動コーナー

このコーナーでは、町や近所でもとらたのスポーツ・文化芸術施設をつくりの取組や、町内を活動し、するもたを参加している団体を紹介しています。

バスケットボールアップクラス体験会を開催

現在、総合型地域スポーツ和気クラブでは、バスケットボールサークル

を開講していますが、今後の部活動の地域多行 (地域多行) を見

据え、部活動所屬中学生等を対象とした体験会を開催しました。

当日は、和気クラブバスケットボール部員を講師に迎

え、ドリブルやパス、シュート等のポイントを分かりやすく教えても

りました。

その後、小学生と中学生によるミニゲームを行いました。

和気クラブ・教育委員会では、バスケットボール以外に

も、レベルアップクラスの開設や、レベルアップを目的とし

た体験会を企画していく予定です。

(問い合わせ先)

教育委員会学校教育課 ☎(88)1115

和気クラブ ☎(93)3592 (体育館)

和気クラブ

和気クラブ

和気クラブ

上出典：広報和気令和7年5月号

Y's DANCE
和気校開校決定!
初回限定：体験無料キャンペーン

2025.5.9 LESSON START
 ジャンル: HIPHOP / 講師: Takumi
 毎週金曜日
 16:50~17:50 (HIPHOPキッズクラス)
 18:00~19:00 (HIPHOPオーブンクラス)
 ↑和気町体育館 トレーニングルーム

講師 Takumi
 プロフィール
 2019年 EXILE
 PROFESSIONAL GYM 大阪
 校に入社。
 大阪、東京、上海など国内
 海外でダンスの修行に励み
 ダンスの活動の幅を広げる。

- ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
 イ：指導者の質の保障・量の確保
 ウ：関係団体・分野との連携強化
 エ：面的・広域的な取組
- オ：内容の充実
 カ：参加費用負担の支援等
 キ：学校施設の活用等
 ク：その他の取組

取組内容

●取組項目名 ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

○中学校教員による「部活動地域展開コーディネーター」の配置

早島町では、中学校教員を「部活動地域展開コーディネーター」として校務分掌に位置づけています。コーディネーターは、校内での情報共有、教員や生徒・保護者の地域展開に対する不安解消、啓発活動を行い、学校現場の声を地域展開計画に反映させる重要な役割を担っています。

○教育委員会による運営主体の設置

早島町教育委員会が「早島町総合型地域クラブ」を設置し、部活動の地域移行における運営団体・実施主体として機能しています。これにより、持続可能な運営体制の整備に取り組んでいます。

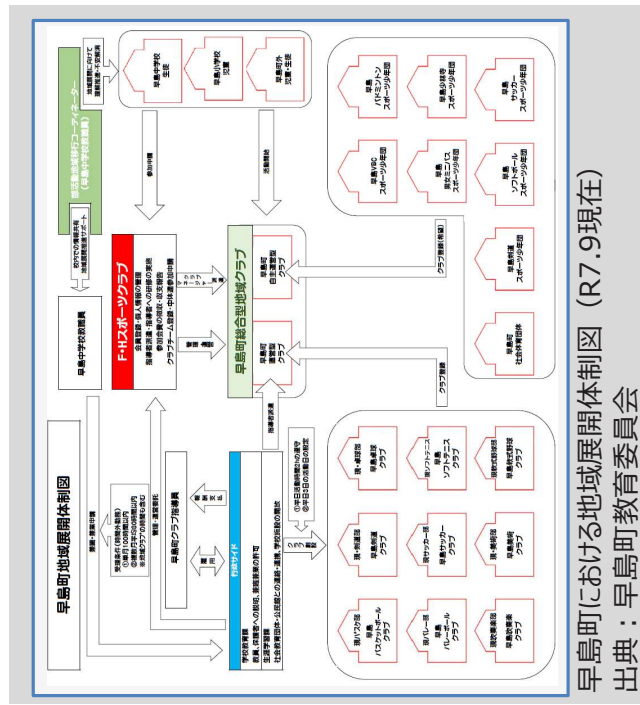
○学校と行政が一体となった推進体制の構築

学校と行政が連携し、地域、小中学校、保護者等へ積極的に周知活動を行い、学校と行政が緊密に連携することで協力関係を築き、地域展開を推進しています。

今後の課題と対応方針

○持続可能な運営モデルの確立

学校と行政が一体となって推進していく体制は、円滑な事業推進に大きく寄与している一方で、担当教員や行政職員の人事異動によって、同じ方針で取組を継続することが難しくなる恐れがあり、今後は、活動内容や課題対応を文書やデータで記録し教育委員会で一元管理するとともに、引継ぎの仕組みや定期的な情報交換の場を設けることで、体制の継続性を確保していくことを目指していきます。



早島町における地域展開体制図 (R7.9現在)
 出典：早島町教育委員会

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
 イ：指導者の質の保障・量の確保
 ウ：関係団体・分野との連携強化
 エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実
 カ：参加費用負担の支援等
 キ：学校施設の活用等
 ク：その他の取組

取組内容

● 取組項目名 ク その他の取組

取組事項

○ 平日の地域展開の推進

早島町では、令和7年度はまず平日の地域展開を目指しており、週3日、1日あたり2時間の活動を想定しています。その後、休日を含めた全面展開を視野に入れ、最終的には全ての部活動において平日・休日の地域移行を目指す計画です。

- ① 平日の活動を地域クラブ活動に移行：軟式野球・サッカー剣道・男女バスケット・卓球・女子バレー・吹奏楽・美術
- ② 平日の一部の活動を地域クラブ活動に移行：ソフトテニス・男子バレー
- ③ 平日の活動時間を放課後から夕方・夜間等に変更：ソフトテニス・剣道・男子バレー
- ④ 休日の地域展開に向けて検討中：軟式野球・吹奏楽・美術

○ 平日・休日一貫指導体制の構築

早島町では、まず平日に参加可能な指導者を確保・配置することで、平日の地域クラブ活動の展開を推進しています。この取組は、土日も部活動指導員として指導者を配置することになり、平日・休日を通じて一貫した指導を行う環境を構築することができています。

今後の課題と対応方針

○ 活動時間に関する課題と対応

指導員の勤務形態に合わせて活動開始時刻を従来の時刻から変更する必要性が出てきたり、地域クラブ活動で2時間の活動時間を確保すると、従来の終了時刻と比べて遅くなり、特に冬場は日没後の帰宅となるため、生徒の安全確保が新たな懸念事項となったりしています。これらの課題に対して、行政と部活動地域移行コーディネーターと連携し、生徒・保護者・地域の皆様からの理解と協力を粘り強く得ていくことが不可欠だと考えます。

月	火	水	木	金	土	日
軟式野球 16:00～18:00	地域クラブ 16:00～18:00	休	休	地域クラブ 16:00～18:00	休	部活動
サッカー 休	地域クラブ 16:00～18:00	休	休	地域クラブ 16:00～18:00	休	部活動
ソフトテニス 部活動	部活動	休	休	部活動	休	部活動
剣道 19:00～21:00 (7/28)	地域クラブ 16:00～18:00	休	休	地域クラブ 16:00～18:00	休	部活動
男子バスケット 16:00～18:00	地域クラブ 16:00～18:00	休	休	地域クラブ 16:00～18:00	休	部活動
女子バスケット 16:00～18:00	休	休	休	地域クラブ 16:00～18:00	休	部活動
卓球 16:00～18:00	地域クラブ 16:00～18:00	休	休	地域クラブ 16:00～18:00	休	部活動
男子バレー 19:00～21:00	地域クラブ 16:00～18:00	休	休	部活動	休	部活動
女子バレー 休	地域クラブ 16:00～18:00	休	休	地域クラブ 16:00～18:00	休	部活動
吹奏楽 16:00～18:00	地域クラブ 16:00～18:00	休	休	地域クラブ 16:00～18:00	休	部活動
美術 16:00～18:00	地域クラブ 16:00～18:00	休	休	地域クラブ 16:00～18:00	休	部活動

早島町部活動地域展開状況（R7.10現在）

出典：早島町教育委員会

地域の子どもたちが 地域でやりたいことを 地域の方で叶える

取組内容

●ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

- 中学生 NPO法人やかげスポーツクラブ（YSC）の会員となり
やかげスポーツクラブの「矢中矢高合同部活動」に参加可能
- 運営体制 矢掛町、矢掛中学校、矢掛高校、YSCが連携
矢掛町…財政的支援・運営管理への協力
矢掛高校…中学生の受け入れ
- YSC…事務局実施主体 会員管理、会費徴収、指導員謝金
支払い 会場確保 参加者・指導者への連絡（アプリ）
- ★やかげ型地域クラブ移行検討会議 年2回程度

●イ：指導者の量の確保・質の保障

- YSC指導員として登録 → 面接実施 → 活動場所へ派遣
 - ・クラブ指導員（各種目の指導リーダー） 1,600円/h
 - ・指導サポーター 1,000円/h ・巡回監視員（各場所巡回）
 - ・役場サポーター（役場職員）
 - ・兼職兼業クラブ指導員（指導を希望する中学教員）
- ※前年度まで中学校にあった種目にのみ、顧問配置

★クラブ指導員連絡会 年3回（情報伝達・情報共有）

★県主催の研修へ参加案内

★資格取得・資格更新補助（スポーツクラブとして中体連等に登録するために必要な資格取得・更新補助）

★指導員研修会 年1回（指導力向上・パワハラ防止等）

★町外・県外 試合大会への引率旅費定額支給



地域の子どもたちが 地域でやりたいことを 地域の方で叶える

取組内容

●オ：内容の充実

○選択肢の拡大

矢掛高校の部活動種目を選択できることになったことにより、活動種目は9種類→18種類へ

半期ごとに、入会・退会・種目変更が可能

○生徒ファーストの活動時間 平日は、学校終わり15時30分～18時

○中学生加入率 UP!! 前年度（矢中部活）76.4% → 今年度（矢中矢高合同部活動）82.0%

※ 特に中1の加入率高い ※ 中3の後期 引退しない継続希望者11%

○合同練習 や 隣のコートでの練習による中高交流（テスト期間や夏季休業中は別々）

●カ：参加者費用負担支援等

○クラブ年会費… 町が財政補助（1人年間500円）

○クラブ運営費（保護者会費）… 半期ごと納入

各種目の活動日による 週4日10,000円 週3日7,500円 週2日5,000円 週1日2,500円

○就学援助世帯は、一旦クラブ運営費をYSCに納付→町がYSCに納付状況照会→町から全額返還給付

○クラブ運営費の一部は、クラブ活動費として各活動種目へ分配

●キ：学校施設の活用等

○中高合同での施設活用場所

グラウンド（矢中） 体育館（矢中・矢高・B&G海洋センター） 教室（矢高）

武道場（矢高）

○カギ及び使用簿を作成し、役場で管理（指導員が練習時に取りにくるシステム）

種目	新規	中学生
サッカー		加入
陸上競技	新規	加入
ソフトテニス		加入
バレーボール		加入
バドミントン	男子新規	加入
バスケットボール	男子新規	加入
卓球	新規	加入
軟式野球（中学生単独）		加入
ジャズバンド	新規	-
吹奏楽		加入
囲碁将棋	新規	-
書道	新規	-
茶道	新規	加入
箏曲	新規	-
ビジネス研究	新規	-
サイエンス	新規	加入
メディア・アート		加入
パソコン		加入

地域の子どもたちが 地域でやりたいことを 地域の方で叶える

取組内容

課題 と 今後の取り組み方針

課題1 指導者の確保

- 平日15時30分～スタートしているため、種目によっては安定的な指導員確保が困難やる気のある教員を兼職兼業クラブ指導員としており、士気も高まっているが、持続的な運営にならない
- ▣ 巡回監視員の見守り強化
 - ▣ 活動日・時間の柔軟化（例 夜間活動や回数減少）も検討 ※一律のパターン化しない



課題2 【部活＋クラブ ハイブリット型】から、段階的に【クラブ 中心型】へ移行

- 各種目をクラブとして中体連等に申し込む場合のハードルの高さ
教育委員会事務局伴走型→クラブ事務局（YSC）の自立化へ
- ▣ 各種目の指導員に対して、資格取得や資格更新支援を進め、持続可能な指導体制とする
 - ▣ クラブ事務局（YSC）の自立化のため、1人分の人件費補助



3 「クラブ化」の意義や価値づけ

- ▣ 将来的には、中高・地域・他市町を交えた交流イベントの検討
※YSC事務局主催による交流イベント 中高チームVS社会人チーム 他市町チームと試合
※他市町の生徒加入



4 資金の確保 ふるさと納税 企業からの寄付等